

士幌町生活排水処理基本計画

(令和8年度～令和17年度)

令和8年3月

北海道 士幌町

はじめに

士幌町は、十勝中央北部に位置し、太平洋岸より約100Kmの内陸にあるため大陸性気候を帯び夏冬の温度差が大きく夏期は35度以上、冬期はマイナス20度以下になることもある。

人口は、住民基本台帳(令和6年度末)で5,654人、世帯数は2,726世帯となっている。

総面積は259.19kmで、土地の利用状況については、面積の6割が農用地となっている。

基幹産業は農業で、主要畑作物は小麦・てん菜及び馬鈴薯で、馬鈴薯においては生産から加工にいたる大コンビナートを形成している。さらに飼養頭数8万頭を数える酪農・畜産基地としても発展をしてきた。

自然環境の保全は、まちづくりの重要な課題となっていることから、士幌町環境基本条例、環境基本計画及び環境宣言を策定し、今後も町民が一丸となった自然環境保全と自然との共生が必要となっている。

このことから、生活排水処理施設の整備は、健康で快適な生活環境の確保、公衆衛生の向上及び河川水域の水質保全の観点等からも極めて重要な課題であると位置づけており、今後も生活排水対策を推進し、水環境のより一層の向上を目指していく。

1 基本方針

(1) 生活排水処理に係る理念、目標

生活排水による水質汚濁への関心が高まり、生活様式の変化等が水環境に大きな影響を与えていることから、その対策の必要性が認識され生活排水を適切に処理することが重要な課題となっている。

士幌町の下水道は、特定環境保全公共下水道事業(士幌市街：昭和54年供用開始)、農業集落排水事業(中士幌市街：昭和62年供用開始)として整備を行い、十勝管内の町村では最初に下水道が供用開始され、計画区域すべての水洗化が可能になっている。一方で、施設の老朽化が進んでいることから、長期的な改修計画等が求められている。また、士幌・中士幌市街地域以外の農村地区の水洗化については、平成5年度より快適環境づくり事業として、浄化槽設置に対する助成等を行っている。

今後も、町民に対し生活排水対策の重要性について啓発を行うとともに、本町の特性も踏まえた生活排水施設の整備を進め、公衆衛生の確保・生活環境や公共水域の水質保全に努めていく。

(2) 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水対策の基本として、水の適正利用に関する普及啓発とともに、生活排水処理施設整備の基本方針について次のとおりとする。

- ① 公共下水道整備区域における下水道未接続家屋の接続促進を図る。
- ② 農業集落排水整備区域における下水道未接続家屋の接続促進を図る。
- ③ 小規模集落または集落の形態をなしていない分散して立地している家屋については、各戸または共同による合併処理浄化槽の普及促進を図る。
- ④ し尿くみ取り式家屋及び単独処理浄化槽を設置している家屋については、生活雑排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ合併処理浄化槽への普及促進を図る。
- ⑤ 今後行われる宅地開発については、地域事情に応じて下水道等の普及促進を図る。
- ⑥ 合併処理浄化槽の設置促進を図るため、設置者に補助を行う。

2 目標年次

令和8年度から令和17年度までの10年間とする。

なお、中間目標年度は設けないが、目標の達成条件や諸条件の大きな変動のあった場合においては、計画見直しを行うものとする。

3 生活排水の排出の状況

令和6年度末の生活排水処理率は、86.3%となっている。

処理形態別人口の推移

(単位：人)

区 分 \ 年 度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
1 計画処理区域内人口	5,992	5,919	5,864	5,741	5,654
2 水洗化・生活排水処理人口	4,996	5,046	5,024	4,920	4,879
(1) 公共下水道	3,103	3,084	3,067	2,991	2,940
(2) 農業集落排水施設	652	657	641	635	639
(3) 合併処理浄化槽	1,241	1,305	1,316	1,294	1,300
3 単独処理浄化槽	329	324	329	315	313
4 非水洗化人口	667	549	511	506	462
5 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0
生活排水処理率	83.4%	85.3%	85.7%	85.7%	86.3%



4 一般廃棄物の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活排水	町
農業集落排水施設	し尿及び生活排水	町
合併処理浄化槽	し尿及び生活排水	町・個人等
単独処理浄化槽	し 尿	町・個人等
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	十勝圏複合事務組合

5 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水の処理計画

①処理の目標

基本方針に基づき、概ね全ての生活排水を施設で処理することを目標とし、町内各地区の実情に応じた処理方式を採用するものとする。

ア 生活排水の処理の目標

	現在(令和6年度)	目標年度(令和17年度)
生活排水処理率	86.3%	90.5%

*水洗化・生活排水処理人口/計画処理区域内人口

イ 人口の内訳

(単位：人)

区 分 \ 年 度	現在(R6)	目標年度(R17)
1 行政区域内人口	5,654	5,311
2 計画処理区域内人口	5,654	5,311
3 水洗化・生活雑排水処理人口	4,879	4,806

ウ 生活排水の処理形態別内訳

(単位：人)

区 分 \ 年 度	現在(R 6)	目標年度(R 1 7)
1 計画処理区域内人口	5, 6 5 4	5, 3 1 1
2 水洗化・生活排水処理人口	4, 8 7 9	4, 8 0 6
(1) 公共下水道	2, 9 4 0	2, 7 6 4
(2) 農業集落排水施設	6 3 9	6 1 4
(3) 合併処理浄化槽	1, 3 0 0	1, 4 2 8
3 単独処理浄化槽	3 1 3	2 8 3
4 非水洗化人口	4 6 2	2 2 2
5 計画処理区域外人口	0	0

(2) し尿・汚泥の処理計画

①現 況

本町のし尿及び浄化槽汚泥の収集、運搬及び浄化槽の清掃についても許可業者が行っている。

また、し尿及び浄化槽汚泥は、十勝圏複合事務組合の十勝川浄化センターで処理している。本施設の処理能力は、106,000 立方メートル/日、処理方式は、標準活性汚泥法である。

②し尿、浄化槽汚泥排出状況

(単位：kl/年)

区分\年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	目標年次 (R 1 7)
し 尿	976	878	903	767	801	787
浄化槽汚泥	1, 393	1, 643	1, 666	1, 747	1, 780	1497
合 計	2, 370	2, 521	2, 569	2, 514	2, 581	2, 284

③し尿・汚泥の処理計画

し尿及び汚泥の収集、運搬及び最終処分については、今後も十勝圏複合事務組合の十勝川浄化センターで処理を行うものとする。

(3) その他

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性等について町民に周知を図るため、広報等を活用し啓発活動を実施する。

また、浄化槽の適正な管理については、定期的な保守点検・清掃及び法定検査実施の周知徹底に努めるとともに、関係機関と連携を強めて指導強化を図っていく。